

# 尼崎東警察署

## 駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)  
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。  
(1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合  
(2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合  
(3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合  
(4) その他、特に警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

### 重点路線

#### ◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
県道高田久々知線(山幹通り)(管内全線)	9時～20時

#### ◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯
国道2号(管内全線)	9時～20時
市道園田橋線(杭瀬南新町1丁目4番先～東園田町9丁目阪急高架南交差点)	9時～18時
県道尼崎停車場線(潮江(JR神戸線)～次屋2丁目交差点)	9時～18時
県道大阪伊丹線(松本五差路交差点～御園3丁目(阪急神戸線))	9時～18時
県道尼崎池田線(管内全線)	9時～18時
市道478号線・小田区画8号線(下坂部交差点～JR宝塚線)	9時～19時
市道神崎停車場神崎線(潮江1丁目交差点～浜小学校前交差点)	9時～19時
その他市道(小中島1丁目9番先～額田交差点)	7時～18時

### 重点地域

#### ◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
園和小学校・阪急園田駅・園田競馬場周辺	7時～20時

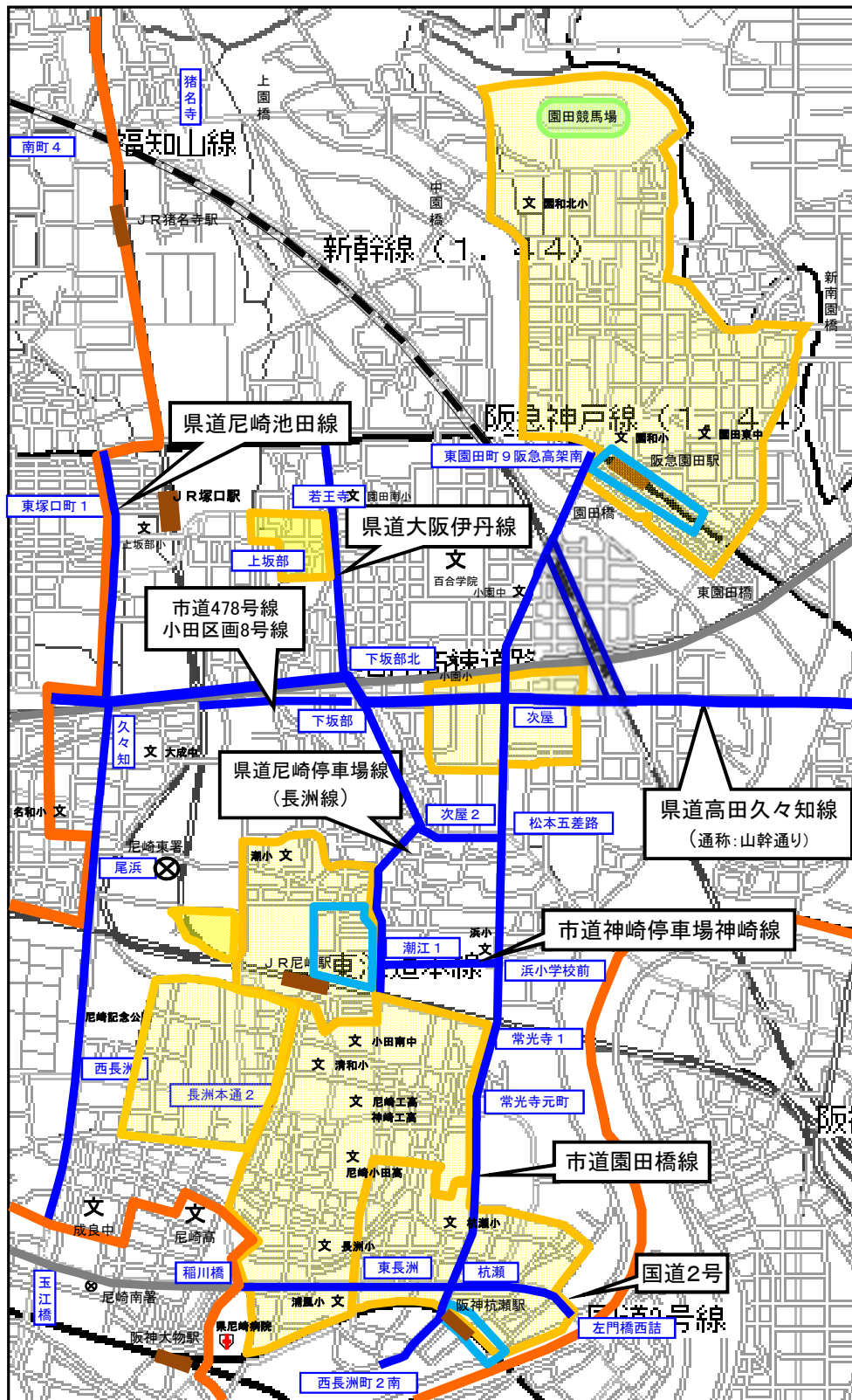
#### ◎ 重点地域

地域	重点時間帯
浦風小学校・阪神杭瀬駅周辺	7時～20時
潮小学校・JR尼崎駅・潮江商店街・潮江緑遊公園周辺	7時～20時
清和小学校・JR尼崎駅南側長洲中通周辺	7時～20時
小園小学校・次屋交差点周辺	7時～20時
JR尼崎駅南側長洲西通周辺	9時～20時
上坂部3丁目周辺	9時～21時

#### ◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
阪急園田駅周辺	9時～20時
阪神杭瀬駅周辺	9時～20時
JR尼崎駅北側周辺	9時～20時

# 兵庫県尼崎東警察署 駐車監視員活動ガイドライン



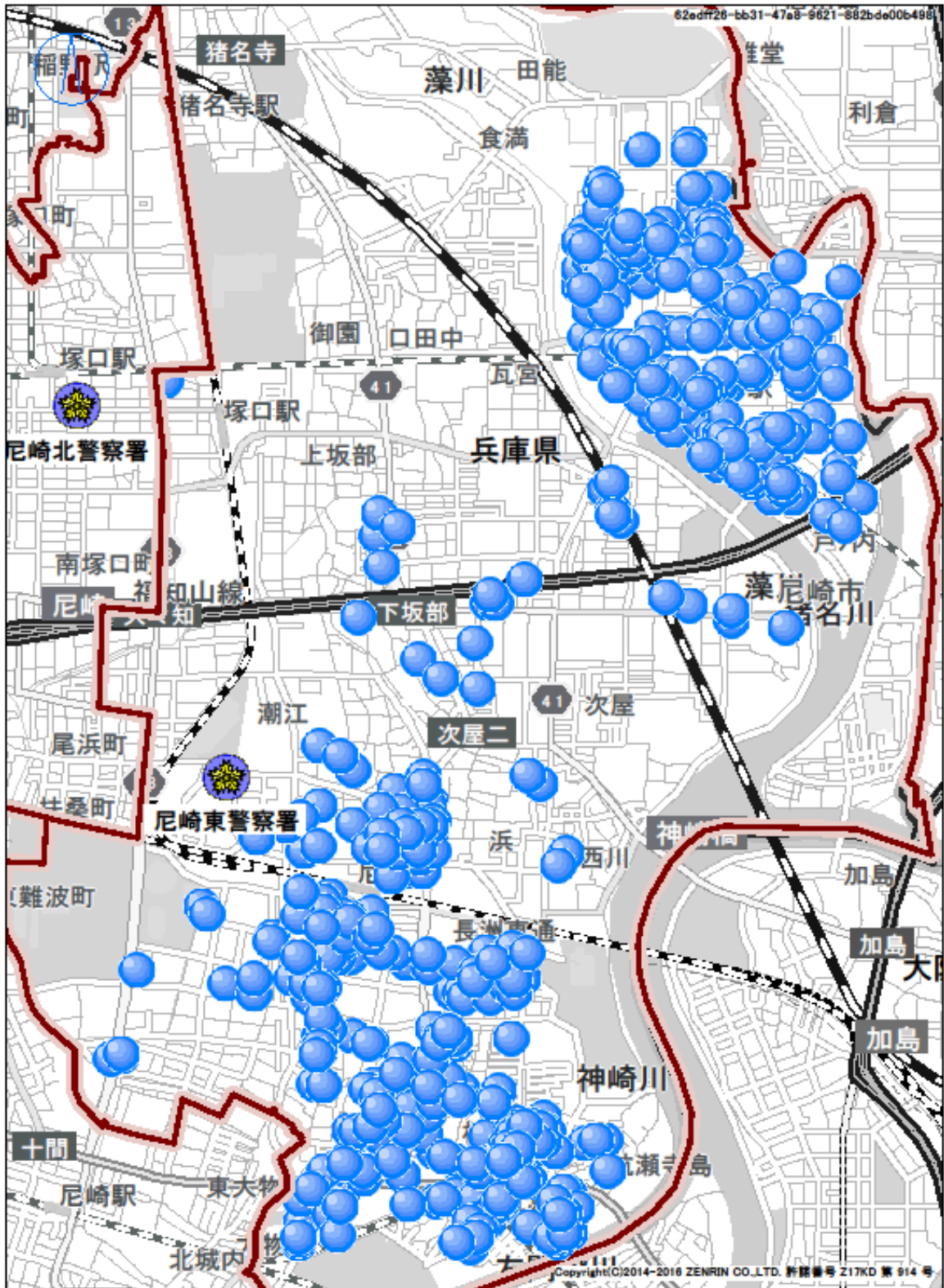
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を複製したものである。(承認番号 平17総複、第101号)」

◎ 上図のほか、  
**通称山幹通りの管内全線**  
が駐車監視員活動ガイドラインとして設定されています。

(最)重点地域では駐車実態に対応した確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

凡例	最重点路線	
	重点路線	
	最重点地域	
	重点地域	
	二輪車重点地域	

兵 庫 県 尼 崎 東 警 察 署  
 確 認 標 章 取 付 け 状 況



期間	令和3年中
場所	駐車監視員活動ガイドライン内
取付者	警察官及び駐車監視員